平成２４年（フ）第１３５０号
東京都江戸川区南葛西２丁目15―２―305
債務者　長倉　秀明
1　決定年月日時　平成24年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月17日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月17日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１３７６号
東京都新宿区原町１丁目２－５―301
債務者　武井康一郎
1　決定年月日時　平成24年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月17日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月17日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１３７７号
東京都世田谷区用賀４丁目19―10―203
債務者　河野　俊美
1　決定年月日時　平成24年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月17日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月17日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１３８６号
東京都板橋区赤塚２丁目11－６―104
債務者　村上　美映
1　決定年月日時　平成24年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月17日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月17日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１３９５号
東京都中野区上高田１丁目27―19―202
債務者　山平　　武
1　決定年月日時　平成24年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月17日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月17日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１３９６号
東京都小金井市東町４丁目20―22　さくら東小金井ハウス
債務者　佐藤　文男
1　決定年月日時　平成24年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月17日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月17日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１４０６号
東京都品川区東品川３―27―21―301、住民票上の住所東京都品川区東品川３丁目17―15―201
債務者　近藤　裕子
1　決定年月日時　平成24年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月17日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月17日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第３１１号
沖縄県沖縄市字登川492番地１　レオパレスシュート102号室
債務者　久保　一也
1　決定年月日時　平成24年２月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月18日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月18日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２４年（フ）第２３号
北海道河東郡士幌町字士幌西２線167番地
債務者　波多野達也
1　決定年月日時　平成24年２月10日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月19日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月26日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２４年（フ）第２６号
北海道帯広市東６条南23丁目５番地４
債務者　北村真由美（旧姓伊藤）
1　決定年月日時　平成24年２月10日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月19日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月26日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２３年（フ）第１４８７号
東京都町田市南成瀬２丁目10番地１しょうめいハイツ303
債務者　松沢あゆみ
1　決定年月日時　平成24年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月19日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月19日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第１４８８号
東京都町田市南成瀬２丁目10番地１しょうめいハイツ303
債務者　松沢　弘樹
1　決定年月日時　平成24年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月19日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月19日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第３３８９号
神奈川県鎌倉市小町３丁目３番32号　フラットオモテ203号
債務者　石栗　良重
1　決定年月日時　平成24年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月19日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月20日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１０８号
神奈川県藤沢市石川３丁目８番地の６　コスモＡｏｉ石川202号
債務者　山口恵美子（旧姓田中）
1　決定年月日時　平成24年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月19日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月20日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第６４３号
静岡県藤枝市岡出山３丁目８番12号
債務者　望月由美子
1　決定年月日時　平成24年２月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月19日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月12日午前11時
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第６９７号
静岡県焼津市焼津６丁目４番12号
債務者　山本　真弓
1　決定年月日時　平成24年２月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月19日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月13日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部